

令和 8 年度 中学校に在籍する第 3 子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第 3 子以降の中学校期間における学校給食費について無償化を実施します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出（年度ごと）が必要です。

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、令和 8 年度に長生中学校に在籍する全ての世帯に配布しています。

1 対象となる事件

以下の①から③を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① 中学生以上の子を 3 人以上扶養している
- ② ①の子のうち、上から第 3 番目以降の子が長生中学校で給食の提供を受けている
- ③ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない
(例：生活保護、準要保護家庭 等)

※今までは小学校で給食の提供を受けている第 3 子以降も無償化対象でしたが、令和 8 年度からは国の支援が開始されることに伴い、別制度となりましたのでご兄弟がいる場合はご注意ください。



無償化の対象となる児童生徒の例

	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	無償化の対象者
例 1	2 5 歳被扶養者	1 6 歳被扶養者	長生村立中学生	長生村立小学生	第 3 子 (第 4 子は本制度対象外)
例 2	2 2 歳就労者	1 6 歳被扶養者	長生村立中学生	長生村立小学生	該当なし
例 3	2 0 歳被扶養者	1 8 歳就労者	長生村立中学生	長生村立小学生	該当なし
例 4	2 0 歳就労者	1 8 歳就労者	長生村立中学生	長生村立小学生	該当なし
例 5	長生村立中学生	長生村立中学生	長生村立小学生		該当なし
例 6	私立高校生	県立中学生	長生村立中学生		第 3 子

2 申請方法

- 1 「第 3 子以降学校給食費減免申請書」に、必要事項を記入してください
- 2 申請書に記載した子のうち、令和 8 年度で長生中学校に在籍する全ての子について次の書類が必要です。

◇ 有効な健康保険証の写し（コピー）

申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。

※健康保険証情報発行については、別紙「マイナポータル操作手順」をご確認ください。

3 申請期限

提出期日：令和 8 年 4 月 1 7 日（金）まで

※注意※ 期限を超えて申請があった場合、無償化の対象となる期間が短くなります。

4 申請書の提出について

- ◇ 提出先 ※申請書は世帯で1枚です。下記のどちらかにご提出ください。
 - ・長生中学校
 - ・子ども教育課
- ◇ 提出方法
 - ①お手持ちの任意の封筒に入れ、封をして提出してください。
 - ②封筒表面に本書下にある切り取り部分を、貼り付けしてください。（手書きで記入も可）

5 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※4月17日以降受付の場合は翌月から対象となります。

6 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、5月中旬頃に子ども教育課から送付いたします。

7 申請内容の変更が生じた場合について

決定通知後、提出した申請内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、学校給食費減免状況変更届の提出が必要となります。速やかに在籍学校又は子ども教育課までご連絡ください。

扶養している子が減った場合には、無償化を取り消すことがあります。

8 健康保険証の取り扱いについて（お願い）

健康保険証を貼り付けする際は、個人情報保護のため次の項目についてマスキング（黒油性ペンで塗りつぶす等）をしていただくようお願いします。詳しくは、別紙「マイナポータル操作手順」11ページをご確認ください。

《マスキングしていただく項目》

- ・保険者番号
- ・被保険者等記号・番号

《必要情報》

- ・日付情報
- ・氏名（子）
- ・生年月日
- ・被保険者氏名又は世帯主氏名

9 お問い合わせ先

長生村教育委員会 子ども教育課 学校教育係

☎0475-32-0111

以下、破線を切り取り 封筒表面に貼り付けしてください

学校給食費減免申請書

保護者氏名 _____